

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 民商と一緒に申告しよう！とまわりに声かけを

### 春こそ会員をたくさん増やそ

う

1月9日（金）夜、名古屋北部民商第2回理事会を開き、15人が参加しました。

会議の冒頭、拡大の議論に入る前に、秋の「支部対抗拡大競争」の表彰を行い、各支部へ顕彰金が渡されました。第1位は、14ポイント達成の守山東支部。商工新聞拡大6部、婦人部1名、署名合計370人分の成果でした。第2位は、山田支部。読者を4人と署名を50人分でした。第3位は、平安支部。平安支部の会員の紹介で入会者があったことで、大きくポイントを増ぐことができました。そのほかの支部でも、署名で50人以上集めたり、会員訪問を行ったりと、行動しました。

春の運動では、いよいよ、3月末現勢で前進を作るため、1月から3月までの統一行動の内容を決定。「開業する人の情報などあれば、交流しましょう」と提案し、「会員の息子さんが、独立するので、息子さんの外注も含め、3人が対象者だ」「元会員が、労働者として働いていたが、また開業したので、確定申告の相談がしたいと言っている」などと話し合いました。「今年は、基礎控除の変更などで、自分でやっている人は困ると思う。



顕彰金を受け取った  
支部長・役員のみなさん

### 「賃貸借契約と借地借家法」 弁護士 坂輪 萌子（名古屋北法律事務所）

マンションを借りる場合などの建物の賃貸借契約や、建物の所有を目的とする場合の土地の賃貸借契約には、借地借家法が適用されます。借地借家法は、土地や建物の借主の権利を保護することを目的とした法律で、契約期間や家賃など借主にとって重要な内容が定められています。まず、貸主が賃貸借契約を終了させたい場合であっても、借主の居住の安定を守るため、貸主が一方的に賃貸借契約を終了させることのできる場合は限られています。契約期間が定められている場合の貸主の更新拒絶には「正当事由」が必要と規定されており、これは当該土地又は建物の賃貸借の経過、貸主及び借主が当該土地又は建物を必要とする事情、借主の生活への影響などを総合的に考慮して判断されますが、正当事由が認められるためのハードルは高いです。次に、貸主が借主の同意なく一方的に家賃を増額することはできません。家賃の増減は、周辺相場の変動や税負担の増減など客観的な事情がある場合に限り、当事者間の協議を経て行われます。借主が納得できない場合は、最終的に裁判所の調停や裁判で決定される仕組みとなっています。

一方で、借主が契約する際に注意すべき点もあります。土地や建物を借りる際は、契約書の内容を細かく確認

### 書面提出の場合、青色申告特別控除が10万控除に（怒）

令和8年度税制大綱に、青色申告特別控除の見直しが盛り込まれました。「記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から要件等が見直される。最高控除額が75万円となる一方で、控除額が引き下がる場合や、控除が受けられなくなる場合がある」と報道されています。（税のしるべ）複式簿記による現行の55万円控除は、電子申告が要件化されて、65万円控除となり、書面申告の場合、10万控除。また、簡易簿記による10万控除の適用は、前前年の収入が1千万円以下の納税者、事業者等に限定されるとのこと。同じように記帳の努力をしているのに、申告のしかたで控除に格差をつけるなど、許されないのではないのでしょうか。同時にインボイスの2割特例が3割特例に（2年間）など、増税が目白押しです。高市